

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。)第5条第3項の規定により、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業(以下、「本事業」という。)の実施に関する方針(以下、「実施方針」という。)について公表します。

令和5年10月30日
沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県(以下、「県」という。)は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用によって、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業(以下、「PFI事業」という。)として実施することを検討しています。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成24年3月閣議決定、その後の改正を含む、以下、「基本方針」という。)、
「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」(平成25年6月6日内閣府公表、その後の改正を含む。)、
「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(平成13年1月22日内閣府公表、その後の改正を含む。)、
「スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン」(令和5年1月16日内閣府公表)、
「沖縄県マリンタウン MICE エリア形成事業基本計画」(令和4年8月沖縄県公表)、
「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」(令和5年条例第24号)等に基づき、本事業の実施方針として定め、ここに公表します。

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場
整備運営等事業

実施方針

令和5年10月

沖縄県

目 次

1	特定事業の選定に関する事項	1
	(1) 事業内容に関する事項	1
	(2) 特定事業の選定方法に関する事項	9
2	事業者の募集及び選定に関する事項	11
	(1) 事業者の募集及び選定方法	11
	(2) 選定の手順及びスケジュール	11
	(3) 入札参加手続き等	12
	(4) 入札参加者等の構成及び参加・資格要件	13
	(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	16
	(6) 契約に関する基本的な考え方	17
	(7) 提出書類の取扱い	19
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	20
	(1) リスク分担の考え方	20
	(2) 要求する性能等	20
	(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項	20
	(4) 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き	20
4	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
	(1) 立地条件に関する事項	22
	(2) 施設構成の概要	23
	(3) 対象施設の建設及び維持管理運営に関する事項	24
	(4) 土地の使用に関する条件	24
	(5) 土地に関する事項	25
5	ガバナンスに関する事項	26
	(1) 目的と枠組	26
	(2) 設計・建設におけるガバナンス	26
	(3) 維持管理・運営に関するガバナンス	27
	(4) 要求水準未達の場合等の措置	27
6	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	28
	(1) 係争事由に係る基本的な考え方	28
	(2) 管轄裁判所の指定	28
7	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	29
	(1) 基本的な考え方	29
	(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置	29
8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	30
	(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	30
	(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	30
	(3) その他の支援に関する事項	30

9	その他特定事業の実施に関し必要な事項	31
(1)	情報提供	31
(2)	県議会の議決	31
(3)	入札に伴う費用の負担	31
(4)	使用言語及び通貨単位等	31
(5)	問合せ先	31
別紙1	リスク分担表	1

用語集

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- 【公共施設の管理者】 本事業を PFI 事業として実施する地方公共団体の長をいう。
- 【特定事業者】 本事業の実施に関して、沖縄県と事業契約及び実施契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的に落札者によって設立される会社をいう。
- 【民間収益事業者】 本事業の実施に関して、計画地において民間収益事業を実施することを目的に施設を所有及び運営する企業をいう。
- 【入札参加者】 入札参加企業又は入札参加グループをいう。
- 【入札参加企業】 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業の入札に単独で参加する企業をいう。
- 【入札参加グループ】 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業の入札に複数の企業で構成されるグループで参加する企業群をいう。
- 【構成企業】 入札参加グループを構成する企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- 【代表企業】 構成企業のうち、入札参加手続を行う企業をいう。
- 【協力企業】 入札参加グループを構成する企業のうち、特別目的会社に出資しない企業をいう。
- 【資格審査通過者】 参加表明のあった入札参加者のうち、資格審査を通過した者をいう。
- 【選定委員会】 落札者の決定に当たり沖縄県が設置する、学識経験者等で構成される沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業事業者選定委員会をいう。
- 【落札者】 選定委員会から最優秀提案者の選定を受けた入札参加者であって、事業契約及び実施契約の締結を予定する者として沖縄県が決定した者をいう。
- 【入札説明書等】 入札公告の際に沖縄県が公表する書類一式で、入札説明書、要求水準書、モニタリング基本計画（案）、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、指定管理に係る協定書（案）等をいう。
- 【計画地】 「沖縄県マリンタウン MICE エリア形成事業基本計画」で示す、大型 MICE、H3-T、H1、H2、H3、M、G2、S 及び G1（マリンタウン東浜公園のみ）ゾーンをいう。
- 【事業契約】 PFI 法第 14 条に基づき県と特定事業者の間で締結する契約をいう。
- 【実施契約】 PFI 法第 22 条第 1 項に基づき県と特定事業者の間で締結する契約をいう。
- 【提案書】 資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出した書類及び図書をいう。

【特許権等】

特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

沖縄県マリントウン国際会議・大型展示場整備運営等事業

イ 事業に供される公共施設の種類

沖縄県マリントウン国際会議・大型展示場、交通ターミナル及びペDESTリアンデッキ

ウ 公共施設の管理者

沖縄県知事 玉城康裕

エ 事業目的

沖縄県では、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）」の施策展開として「マリントウンMICEエリアの形成を核とした戦略的なMICEの振興」を掲げ、MICE振興による「ビジネスツーリズム」を沖縄観光の新機軸と位置づけ、国際的なMICE開催地としてのブランドの構築及び関連産業の成長発展に向けた施策を推進しているところである。

世界のMICE市場では、急速な経済成長を背景にアジアや中東地域においても国際会議の開催件数が伸びる等MICE需要が増大していることや催事内容も多様化している。沖縄県内においても、大規模な展示会等の開催ニーズが近年高まっている。

このような状況を踏まえ、本県においても大型MICE施設として、沖縄県マリントウン国際会議・大型展示場を整備・運営することによって、県内の既存MICE施設では対応が難しい国内外の様々なMICE需要を積極的に取り込み、産学官の連携を強化し、本県のMICE振興を新たなステージへ引き上げることを目指す。

本事業の実施にあたっては、効率的かつ効果的な整備・運営を行うため、PFI法に基づき民間の資金及びノウハウを活用することとする。併せて、地元企業の参画による本県経済の活性化についても期待するものである。

西原町及び与那原町は東海岸地域の産業経済や交易、歴史文化の重要な地域である。その両町にまたがるマリントウンMICEエリアにおいて、大型MICE施設とともに、来訪者のみならず地元住民にとっても魅力のある宿泊、商業施設等を一体的に整備することで、当該施設を中心としたまちづくりに取り組むことによって、県土の均衡ある発展に繋げていく。

オ 事業概要

(ア) 事業方式

a 特定事業

公共施設の整備については、PFI法に基づき、特定事業者が自らの提案をもとに公共施設の設計、建設を行った後、県に公共施設の所有権を移転する方式（BT（Build Transfer）方式）により実施することとする。あわせて、運営・維持管理については、県が特定事業者に対して、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営権（以下、「運営権」という。）を設定する。

なお、特定事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用する。

b 自主事業

自主事業については、特定事業者が公共施設の価値を高め、特定事業と連携し実施することによって、相乗効果の発現が期待される事業を任意で実施することができるものとする。

c 民間収益事業

民間収益事業については、各種法令を遵守した上で、公序良俗に反する及び射幸心をあおる機能でない限りにおいて、特定事業とは別の独立採算事業として、民間収益事業者が宿泊施設、その他収益施設の設計、建設、運営、維持管理等を行うものとし、提案を必須とするものと任意とするものに分かれる。

民間収益事業の用に供する施設の敷地である土地のうち、H1、H2 及び H3 ゾーンの土地については、県と民間収益事業者との間で土地の売買契約を締結する。

大型 MICE 及び H3-T ゾーンの土地については、県と民間収益事業者との間で土地の賃貸借契約を締結する。

その他（M、G2、S、G1）のゾーンの施設及び土地については、港湾管理者が指定管理者制度によって管理している。次年度以降の指定管理の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までを予定している。民間収益事業者からの提案内容が、施設の設置目的と合致し、これらの提案を実施することによって相乗効果を発揮できると考えられる場合、港湾管理者と協議する。

表 1 事業と提案内容の区分

事業	提案	施設	ゾーン
特定事業	必須	沖縄県マリントウン国際会議・大型展示場（公共施設）	大型 MICE
		交通ターミナル（公共施設）	H3-T
		ペDESTリアンデッキ（公共施設）	—
自主事業	任意	本事業で整備する公共施設を活用	—
民間収益事業	必須	宿泊施設	H1
	任意	その他収益施設	大型 MICE ・ H3-T ・ H2 ・ H3 ・ M ・ G2 ・ S ・ G1

(イ) 本事業の計画地及び対象施設の概要

a 計画地の場所

沖縄県中頭郡西原町字東崎 12 番 1 号、沖縄県島尻郡与那原町字東浜 66 番ほか

b 計画地の面積

大型 MICE ゾーン 約 145,000 m²

H3-T ゾーン 約 11,400 m²

H1 ゾーン	約 34,700 m ²
H2 ゾーン	約 29,000 m ²
H3 ゾーン	約 15,000 m ²
M ゾーン	約 71,000 m ²
G2・S ゾーン	約 88,000 m ²
G1 ゾーン	約 38,000 m ²

c 対象施設の構成

対象施設の構成は以下のとおりである。各施設の所有と各業務の関係については、表2に示すとおりである。

(a) 公共施設【特定事業・自主事業】

- ・沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場（大型 MICE ゾーン）

展示場・多目的ホール・会議室等及び付随する立体駐車場、拡張余地を備える施設

- ・交通ターミナル（H3-T ゾーン）

シャトルバス、タクシー、送迎車両等を中心とした様々な交通機関の乗降又は一時待機場場としての機能を有する施設

※ 交通ターミナルは、シャトルバス等が公衆用道路に滞留しない面積を確保するものとする。

- ・ペDESTリアンデッキ

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場、交通ターミナル、宿泊施設（H1 ゾーン）を接続する施設

(b) 民間収益施設【民間収益事業】

- ・提案を必須とするもの

宿泊施設（H1 ゾーン）

- ・提案を任意とするもの

その他収益施設（大型 MICE^{※1}、H3-T^{※2}、H2、H3、その他^{※3}ゾーン）

※1 大型 MICE ゾーンに整備するその他収益施設については、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場との合築又は別棟のいずれの形態も可能とする。合築の場合は、事業期間終了時に減築がなされ、減築後の公共施設が要求水準を充足できるように補修がなされていること。別棟の場合は、事業期間終了時に撤去することを原則とする。なお、別棟を拡張余地内に整備する場合は、展示場の拡張整備の妨げとなる部分の撤去をしなければならない。これらの処置については、展示場の拡張整備の着手または事業期間の終了時までには県との協議の上で決定する。

※2 H3-T ゾーンに整備するその他収益施設については、交通ターミナル機能を確保した上で、交通ターミナルと併せて整備することによって、相乗効果の発現が期待される施設を設置することを可能とする。当該施設については、事業期間終了時に撤去することを原則とする。なお、交通ターミナルの拡張時に、拡張整備の妨げとなる部分の撤去をしなければならない。これらの処置については、交通ターミナルの機能の拡張整備の着手または事業期間の終了時までには県との協議の上で決定する。

※3 その他（M、G2、S、G1）のゾーンの施設及び土地については、港湾管理者が指定管理者制度によって管理している。次年度以降の指定管理の期間は、令和6年度から令和10年度までを予定している。民間収益事業者からの提案内容が、施設の設置目的と合致し、これらの提案を実施することによって相乗効果を発揮できると考えられる場合、港湾管理者と協議する。

表2 各施設における所有と各業務の関係

特定事業の対象				
	公共施設	民間収益施設		
	沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場 交通ターミナル・ペDESTリアンデッキ	H1、H2、H3 ゾーン	大型 MICE、 H3-T ゾーン	M、G2、S、G1 ゾーン
土地所有	沖縄県	民間 収益 事業者	沖縄県	沖縄県 (港湾管理者)
建物所有			民間 収益 事業者	民間 収益 事業者
設計	特定事業者	民間 収益 事業者	民間 収益 事業者	民間収益事業者
建設				
維持管理				
運営				

(ウ) 事業の範囲

a 特定事業の範囲（大型 MICE 及び H3-T ゾーン）

(a) 統括マネジメント業務

- ・統括管理業務
- ・総務・経理業務
- ・ガバナンス業務

(b) 設計業務

- ・事前調査業務
- ・設計業務及びその関連業務

(c) 建設業務

- ・建設業務及びその関連業務
- ・什器備品調達・設置業務
- ・完成後業務
- ・工事監理業務

(d) 開業準備業務

- ・利用規約案の策定業務
- ・維持管理業務・運營業務の準備業務
- ・予約管理業務

- ・料金收受業務
- ・広報・誘致業務
- ・開業式典開催業務
- ・行政等への協力業務
- (e) 維持管理業務
 - ・建築物保守管理業務
 - ・設備保守管理業務
 - ・什器備品保守管理業務
 - ・修繕等業務
 - ・衛生管理・清掃業務
 - ・保安警備業務
 - ・植栽維持管理業務
 - ・外構施設保守管理業務
- (f) 運営業務
 - ・運営企画業務
 - ・予約管理・貸出業務
 - ・料金收受業務
 - ・広報・誘致業務
 - ・総合案内業務
 - ・安全管理・防災・緊急時対応業務
 - ・近隣対応・周辺連携業務
 - ・駐車場管理業務
 - ・事業期間終了時の引継業務
- b 自主事業
 - ・本事業で整備する公共施設を活用した事業の企画、運営業務
- c 民間収益事業
 - ・民間収益施設の設計、建設、維持管理、運営業務

カ 事業期間（予定）

本事業の事業期間は、設計・建設期間3年6か月、維持管理・運営期間20年とする。公共施設等運営権の存続期間は、実施契約に定める日から20年間とする。

事業スケジュールは以下のとおりとする。

- ・設計・建設期間 事業契約締結日～令和11年1月（3年6か月）
- ・施設の引き渡し 令和11年1月末
- ・開業準備期間 事業契約に定める日～供用開始日
- ・供用開始 令和11年3月
- ・維持管理・運営期間 供用開始日～令和31年3月（20年）

キ 特定事業者の収入及び費用に関する事項

収入及び費用の考え方は、以下のとおりとする（図1参照）。

(ア) サービス購入料

a 設計・建設業務に係るサービス購入料

県は、特定事業の設計及び建設業務に係るサービス購入料について、予め事業契約書において定める額を、一時支払並びに維持管理及び運営期間にわたり割賦によって特定事業者を支払う。

なお、一時支払と割賦による支払いの詳細については、入札公告時に示す。

b 開業準備業務に係るサービス購入料

県は、特定事業の開業準備業務に係るサービス購入料について、予め事業契約書において定める額を、開業準備期間にわたり特定事業者を支払う。

(イ) 利用料金収入等

利用料金の額は、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の利用の見通しその他の事項を勘案し、特定事業者が適正な額を定める。特定事業による利用料金収入は、特定事業者に帰属するものとする。

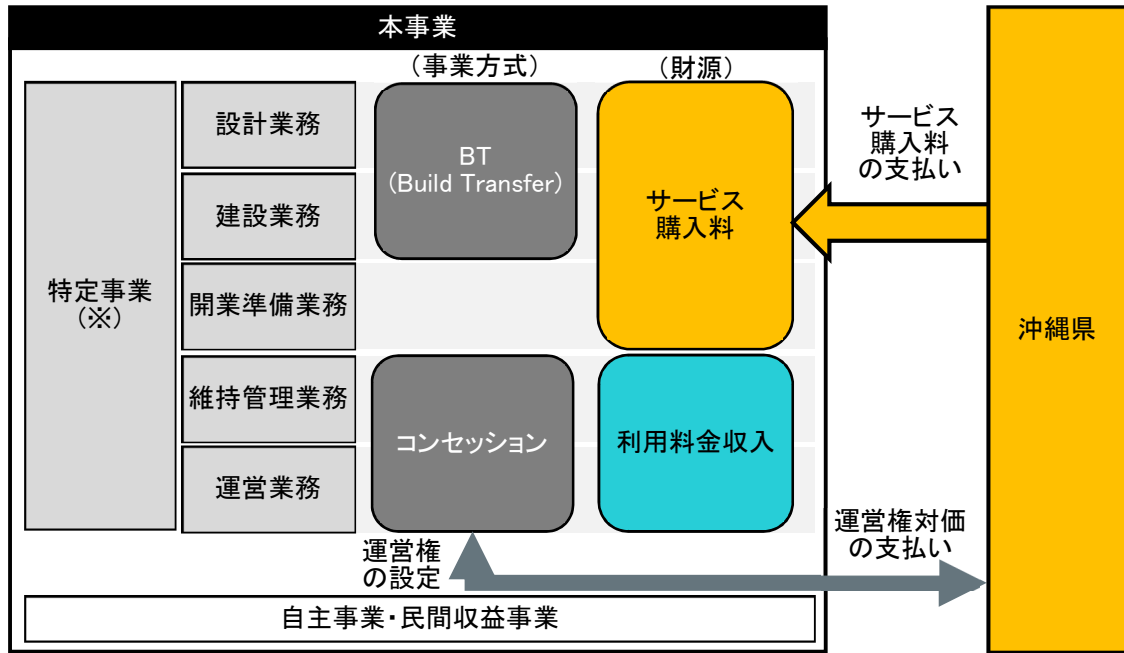
また、本事業においては、特定事業者の提案に基づくサービスの提供によって収入を得ることを想定している。特定事業者の提案に基づくサービスの提供は、運営権を権原に特定事業者自ら実施又は第三者に委託すること、若しくは特定事業者が県と賃貸借契約を締結したうえで、第三者に施設の一部を転賃貸借し実施させることも可能とする。

詳細については、入札公告時に示す。

(ウ) 維持管理・運営に係る費用

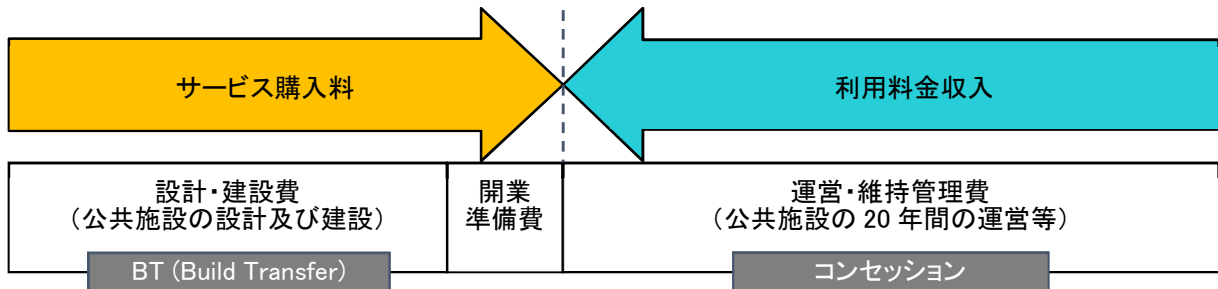
公共施設の維持管理及び運営に係る費用については、特定事業者に帰属する利用料金収入等を充てることを想定している。

図1 事業スキーム



※: 特定事業の実施に際し、SPC の設立を求めるものとする(民間収益事業については任意)

図2 特定事業者の収入及び費用の考え方



ク 運営権対価

特定事業者は、実施契約の締結後、県に対して運営権の対価を支払う。運営権対価は、その総額を指定された期日に一括で支払うものとする。

支払済みの運営権対価は、不可抗力など実施契約において別途定める場合を除き、運営権者への返還は行わない。

運営権対価の最低提案価格については、入札公告時に示す。

ケ 特定事業者による運営の結果生じる収益等の帰属

プロフィットシェアと併せてロスシェアの導入について検討している。詳細については、入札公告時に示す。

コ 地域連携に係る取組

県は、地域連携に係る取組への支援等を行うことを検討している。

県又は地元自治体が地域連携組織を組成する場合、事業者はこれに参画し、協力すること。また、その他の団体が組成する場合においても同様とする。なお、当該組織の運営にあたっては、民間主導の持続可能な体制への移行を想定している。

サ 公共施設等運営権の存続期間終了時の取扱い

公共施設等運営権の存続期間終了時における運営権等の主な取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 運営権の終期

運営権の存続期間の終期（事業期間の延長がなされた場合は当該延長後の事業終了日。以下において同じ。）をもって、特定事業者に設定された運営権は消滅する。

(イ) 運営権設定対象施設

特定事業者は、運営権の存続期間の終期の翌日又はそれ以降で県が指定する日のいずれかの日に、県又は県の指定する者（以下、「県等」という。）に運営権設定対象施設を引継ぎ、退去しなければならない。

(ウ) 特定事業者の保有資産等（備品等を含む。）

特定事業の実施のため事業者が所有する資産については、運営権の存続期間終了時に特定事業者の責任及び費用負担により処分しなければならない。

ただし、県等は、当該資産のうち必要と認めたものを引継ぐことができる。引継ぎの詳細については、県等と特定事業者の協議によって決定するものとする。

(エ) 業務の引継ぎ

特定事業者は、運営権の存続期間の終了前に十分な引継準備期間を確保したうえで、自らの責任と費用負担によって、本事業に係る業務が円滑に県等に引き継がれるよう適切な業務引継を行わなければならない。

なお、運営権の存続期間の終了後の運営体制等は未定であることから、その終了後の施設利用に係る予約の引継等の詳細については、その終了前に県等と特定事業者の協議によって決定するものとする。

シ 追加投資等の取扱い

(ア) 施設・設備・備品等

特定事業者は、要求水準を充足する限り、県の事前の承認を得た上で自らの責任及び費用負担によって、事業開始後に本施設のサービス向上及び収益性の改善・確保に資する追加投資を行うことができる。追加投資によって整備または設置された部分は、県の所有物となるものの、運営権の対象施設に含まれることから、追加投資によって生じた収入の増加は、特定事業者に帰属する。なお、運営権の存続期間終了時の引継ぎについては、他の施設・設備・備品等と同様の扱いとする。

追加投資を認めない場合の条件については、入札公告時に示す。

(イ) 特定事業者の保有資産等（備品等を含む）

特定事業者が特定事業を実施するため保有する資産等については、県から事前に承認を

得た上で、要求水準を充足する限りにおいて自らの判断で新規又は追加の投資並びに改修を行うことができる。

(ウ) 大規模修繕

県は、特定事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、運営権設定対象施設の使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、劣化した建物及び設備を初期の要求水準に回復させる大規模修繕を実施するものとする。

なお、大規模修繕の実施時期は、施設の引き渡しを受けてから20年経過後を想定している。詳細については、県と特定事業者の協議によって決定するが、県は大規模修繕期間中の休館に伴う営業補償を行わないものとする。

ス 事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI法及び基本方針のほか、本事業の実施に必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するものとする。

(2) 特定事業の選定方法に関する事項

ア 特定事業の選定にあたっての考え方

県は、県自らが事業を実施する場合と比較して、民間がPFI法に基づき事業を実施する場合が、効率的かつ効果的であると判断したときは、実施可能性、事業の収益性等を勘案した上で、本事業をPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。本事業の概要は表3に示すとおりである。

イ 特定事業の選定結果の公表

PFI法に基づく特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、令和6年2月(予定)に県ホームページにおいて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。

表3 本事業の概要

項目	統括マネジメント				自主事業	民間収益事業
	設計・建設	開業準備	維持管理	運営		
PFI 特定事業範囲	○	○	○	○	—	—
運営権設定範囲	—	—	○ (統括マネジメント業務含む)		—	—
契約	事業契約		実施契約		別途任意の事業協定書	別途任意の事業協定書
事業主体	特定事業者					民間収益事業者
期間	R7年8月～ R11年1月	事業契約に 定める日～ R11年3月	R11年3月～R31年3月			
サービス購入料	○	○	—	—	—	—
利用料金徴収	—	—	○		—	—
共通目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的に沿って、多様な利用者に対してサービスを提供すること。 ・ サービスの質の向上を図るとともに、民間経営による収益性の確保と県負担の軽減を図ること。 					—
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務 ・ 建設業務 ・ 工事監理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業準備業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業に係る業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間収益事業に係る業務
目標値評価基準	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書※	要求水準書※
モニタリング	会議体	○	○	○	○	—
	第三者機関	○	○	○	○	—
	基本計画	○	○	○	○	—

※：自主事業及び民間収益事業については、事業者の提案を基に別途水準を設定する

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定の方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に基づく、総合評価一般競争入札方式を採用する。

なお、本事業は、平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「WTO 政府調達協定」という。）の対象であり、入札手続きに「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

(2) 選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定は、表 4 に示す手順及びスケジュールに沿って実施する。

表 4 事業者の募集・選定の手順及びスケジュール

時期（予定）		実施内容
令和 5 年	10 月	実施方針等の公表
	11 月	要求水準書（案）等の公表
実施方針、要求水準書（案）等に関する質問の受付		
実施方針、要求水準書（案）等に関する質問の回答		
実施方針、要求水準書（案）等に関する官民対話		
令和 6 年	2 月	特定事業の選定・公表
	5 月	入札公告、入札説明書等の公表・交付
		入札説明書等に関する説明会、現地見学会
		入札説明書等に関する質問の受付（第一次）
		入札説明書等に関する質問の回答（第一次）
	9 月	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の受付
	10 月	入札参加資格確認結果の通知
		入札説明書等に関する質問の受付（第二次）
		個別対話
	11 月	入札説明書等に関する質問回答の公表（第二次）
令和 7 年	1 月	入札提出書類（提案書）の締め切り
	3 月	選定委員会による審査（プレゼンテーション）
		落札者の決定及び公表
	4 月	落札者との基本協定の締結
	5 月	落札者との事業契約（仮契約）の締結
	7 月	事業者との事業契約（本契約）に係る議会議決
事業者との事業契約（本契約）の締結		

(3) 入札参加手続き等

ア 実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表

実施方針に関する質問及び意見等を、令和5年10月31日（火）から令和5年11月15日（水）正午までの間、沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課において受け付ける。なお、本事業に係る内容以外の質問に対しては、回答しない場合がある。質問及び意見等の提出方法及び提出書式等については、様式1を参照すること。

実施方針に関する質問及び意見等に対する回答は、特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和5年11月30日（木）に県ホームページにおいて公表する予定であり、個別の回答は行わないものとする。ただし、質問者名は公表しない。

また、提出のあった質問のうち、県が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを行う場合がある。

イ 実施方針の変更

特定事業の選定の前までに、実施方針の内容の見直し又は変更を行うことがある。

変更を行った場合には、県ホームページにおいて遅滞なく公表し、その変更の内容がスケジュールに影響を及ぼすときには、変更後のスケジュールも示す。

ウ 入札公告、入札説明書等の公表、

特定事業の選定を行った場合、入札公告を行い、入札説明書等を公表する。

エ 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する入札参加者の参入を促進するため、入札説明書等に関する説明会を開催する。説明会の開催日時、開催場所等については、入札公告時に示す。

オ 現地見学会

希望者を対象に、現地見学会を開催することを予定している。現地見学会の開催日時等については、入札公告時に示す。

カ 入札説明書等に関する質問の受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を、沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課において受け付ける。なお、本事業に係る内容以外の質問に対しては、回答しない場合がある。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、特殊な技術及びノウハウ等に係る質問者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定としている。質問の提出方法及び回答の公表方法については、入札公告時に示す。

キ 参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の入札参加者に、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査後は、その結果を入札参加者に通知する。

参加表明書の提出方法及び提出時期並びに資格審査に必要な書類の詳細等については、入札公告時に示す。なお、資格審査を通過しなかった入札参加者は、その理由の説明を県へ書面で求めることができるものとする。

ク 入札説明書等に関する個別対話

沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課と入札参加者との意思疎通を十分に確保し、入札参加者の入札説明書等の解釈を明確化すること等を目的として、資格審査通過者を対象に、個別対話を実施することを予定している。

実施方法等の詳細については、入札公告時に示す。

ケ 事業提案書の受付

入札説明書等に基づき、資格審査通過者に本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求める。

事業提案書の提出方法及び提出時期並びに提案に必要な書類等の詳細については、入札公告時に示す。

コ 入札の取り止め等

県が必要と認める場合、入札の執行を延期又は取り止めることがある。

(4) 入札参加者等の構成及び参加・資格要件

ア 入札参加者等の構成

入札参加者は、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた入札参加企業又は入札参加グループとする。入札参加グループが本入札に参加する場合は、構成企業の中から代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続きを行わなければならない。入札参加企業又は入札参加グループの代表企業は、適切な経営体制及び適切なガバナンス体制（特に特別目的会社自身の内部統制）を構築するものとする。

入札参加者は、参加表明書において、前述の1(1)オ(ウ) a 特定事業の範囲に示す(a)～(f)の業務を行う入札参加企業又は入札参加グループの構成企業（以下「入札参加者等」という。）の企業名（入札参加グループにあたっては、代表企業名を含む。）及び携わる業務を明記するものとする。

(ア) 代表企業の取扱い

代表企業は、原則、変更できない。ただし、運營業務の開始後に、県が予め承認した場合に限り、代表企業を変更できる。

(イ) 構成企業の取扱い

構成企業は、県が予め承認した場合に限り、構成を変更(追加、退出)できる。ただし、他の入札参加者等であったものは、参加できない。

構成企業のうち、H1ゾーンにおいて宿泊事業を実施する民間収益事業者に該当するものは、土地の売買契約締結から宿泊事業の開始後5年は、変更できない。

(ウ) 協力企業の取扱い

協力企業は、県が予め承認した場合に限り、構成を変更(追加、退出)できる。ただし、他の入札参加者等であったものは、参加できない。

協力企業のうち、H1ゾーンにおいて宿泊事業を実施する民間収益事業者に該当するものは、土地の売買契約締結から宿泊事業の開始後5年は、変更できない。

イ 入札参加者等の一般要件

入札参加者等については、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の(ア)～(ク)の全ての要件を満たすものとする。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない者であること。また、入札参加グループにおいては、指名留保又は指名停止措置を受けている者を含まないこと。

(ウ) PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。

(エ) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)に基づく排除措置を受けていない者であること。

(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行って認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。なお、外国法人の場合、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

(カ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者(※)でないこと。「本事業のアドバイザー業務に関わっている法人」については、次に示すとおりである。

a デロイト トーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

b 株式会社梓設計

c 森・濱田松本法律事務所

(キ) 2.(5)イに示す選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者(※)でないこと。

(ク) 他の入札参加企業又は入札参加グループとの間に、資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者(※)でないこと。

※「資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者」とは、会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

ウ 入札参加者等の要件

(ア) 設計業務及び工事監理業務にあたる企業の要件

以下の要件を全て満たすものとする。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 設計業務及び工事監理業務を担当する者全ては、特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によって、本事業に係る設計業務及び工事管理業務の入札参加資格を有すると認められた者若しくはその営業を継承した者、又は沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿において建築関係コンサルタントとして登録されている者、登録申請中である者若しくはその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者が提案書の提出日までに登録されなかった場合には、入札参加資格を欠くものとする。
- c 平成 21 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請書の申請までの間に終了した設計業務で、以下の（a）の実績を有する者であること（他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の 100 分の 20 以上で、その内容を証明できる場合（契約書の写し等）に限る）。
 - （a）延床面積 5,000 m²以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館）の実施設計の元請の実績。ただし、設計業務及び工事監理業務を担当する者のうちの 1 者が満たせば良いものとする。

(イ) 建設業務にあたる企業の要件

以下の要件を全て満たすものとする。

- a 建築一式工事業、電気工事業、管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- b 建設業務を担当する者全ては、特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によって、本事業に係る建築業務の入札参加資格を有すると認められた者若しくはその営業を継承した者、又は沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿において「建築一式工事業」「電気工事業」「管工事業」に登録されている者、登録申請中である者若しくはその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者が、提案書の提出日までに登録されなかった場合は、入札参加資格を欠くものとする。
- c 建設業務を担当する者のうち 1 者については、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める直近の経営事項審査の総合評定値通知書（有効かつ最新なものとする。以下同じ。）における建築一式の総合評定値が 1,150 点以上の者であること。また、その他の者は、900 点以上の者であること。
- d 平成 21 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請書の申請までの間に終了した工事で、以下の（a）から（c）の実績を有する者であること（他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の 100 分の 20 以上で、その内容を証明できる場合（契約書の写し等）に限る）。ただし、いずれの実績についても建設業務を担当する者のうち 1 者が満たせば良いものとする。
 - （a）延床面積 5,000 m²以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、

劇場、体育館)の新築工事の施工の元請の実績。

(b) 沖縄県赤土等流出防止条例(平成6年沖縄県条例第36号)の規定に基づく赤土等流出防止対策またはこれと同等の施工の実績。

(c) 不発弾磁気探査業務を含む建設工事の施工の実績。

(ウ) 開業準備、維持管理、運營業務にあたる企業の要件

a 開業準備及び運營業務にあたる企業の要件

以下の要件を全て満たすものとする。

(a) 平成21年4月1日以降に1年以上の建築物(公会堂、集会場、展示場、その他これらに類する用途を有する施設)の運営実績を有すること。ただし、開業準備及び運營業務を担当する者のうちの1者が満たせば良いものとする。

b 維持管理業務にあたる企業の要件

以下の要件を全て満たすものとする。

(a) 平成21年4月1日以降に1年以上の建築物(公会堂、集会場、展示場、その他これらに類する用途を有する施設)の維持管理実績を有すること。ただし、維持管理業務を担当する者のうちの1者が満たせば良いものとする。

(b) 維持管理業務の遂行において必要となる資格(許認可、登録等)を取得していること。(有資格者による法定点検業務が必要なものへの対応を想定)

エ 入札参加者等の失格

入札参加者等が、資格審査通過時点から落札者決定前までに2.(4)イ及びウを欠く事態が生じた場合は、失格とする。

(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

選定委員会は、提案の審査に用いる評価項目の詳細に係る検討と入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。選定委員会の意見を受けて県が定める落札者決定基準については、入札公告時に示す。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、県又は選定委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

イ 選定委員会の構成

県は、提案の審査に係る公平性、透明性及び客観性を確保するため、学識経験者等で構成する選定委員会を組織する。選定委員会の詳細については、入札公告時に示す。

ウ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施する。

(ア) 資格審査

県は、参加表明書とあわせて入札参加者から提出された資格審査書類をもとに、入札説明書等で示した参加要件、資格要件について確認審査を行う。当該審査にあたって、県は、

選定委員会の委員から意見を聴くことができるものとする。

資格審査通過者は、審査結果の通知を受けた後、入札書及び事業提案書を提出する。提案様式等の詳細については、入札公告時に示す。

(イ) 提案審査

a 基礎審査

県及び選定委員会においては、入札参加者から提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認する。

県及び選定委員会は、当該事業提案書に記載された内容が本事業の要求水準を充足していることの確認を行う。

基礎審査項目の詳細については、入札公告時に示す。

b 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、選定委員会は、総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を落札者として選定する。

審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札公告時に示す。

エ 落札者の決定・公表

県は、落札者を決定した場合は、その結果を入札参加者に通知するとともに県ホームページにおいて公表する。

なお、落札者が落札者決定時から事業契約締結時まで、前述の2.(4)イ及びウを欠く事態が生じた場合は、事業契約を締結しないことがある。

ただし、代表企業以外の構成企業が上記の事由に該当した場合に限り、県と協議の上、当該構成企業の変更を認めることがある。

オ 事業者の選定

県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続を行い、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。

ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがある。

カ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、入札参加者あるいは資格審査通過者がいない又はいずれの入札参加者も県の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと県が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

(6) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

県と落札者は、事業契約の締結に先立ち、令和7年4月(予定)に本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、事業者の各構成企業又は協力会社の本事業における

役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項並びに次に示す準備行為を規定した基本協定を締結するものとする。

準備行為とは、事業者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して必要な準備（設計に関する打合せを含む。）を指し、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合、その理由が落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められるとき、県は準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとする。

基本協定書（案）は、入札公告時に示す。

イ 特別目的会社の設立等

本事業の落札者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本事業の実施を目的とする特別目的会社を、事業契約の仮契約締結前までに、沖縄県内に設立しなければならない。

なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することは認められない。

入札参加企業、入札参加グループの構成企業は、設立する特別目的会社に出資する。なお、議決権を有する株式（一定の条件で議決権を有することとなる株式及び取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下、「議決権付株式」という。）による出資は、入札参加企業、入札参加グループの構成企業のみができる。また、代表企業は、構成企業の中で最大の出資を行う者とする。

議決権付株式による出資者は、事業契約及び実施契約が終了するまでの間、特別目的会社の株式を保有するものとし、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。ただし、県が事前に書面によって承認した場合は、この限りではない。

ウ 事業契約の締結

県と特別目的会社は、施設の設計及び建設について包括的かつ詳細に規定する事業契約を締結する。

事業契約は、沖縄県議会の議決を経て正式に締結される。事業契約に関する議案については、基本協定締結後の直近に行われる令和 7 年 6 月の沖縄県議会定例会に提出する予定である。

エ 実施契約の締結

県と特別目的会社は、施設の運営・維持管理について、PFI 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る沖縄県議会の議決を得た後に、PFI 法第 22 条第 1 項に基づく公共施設等運営権に関する事項を包括的かつ詳細に規定する実施契約を締結する。

オ 運営権の設定

県は、特別目的会社に対して運営権設定書を交付して、PFI 法第 2 条第 7 項に規定する運営権を設定する。また、特別目的会社は法令に従い、運営権の設定登録を行うこととする。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

県が示した図書の著作権は、県に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属し、これらの書類については、沖縄県情報公開条例（平成 13 年条例第 37 号）に基づく開示を要する場合を除き、原則公表しない。

なお、県は、本事業においての公表時及びその他県が必要と認める場合には、入札参加者の承認を得て、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果によって生じた責任は、原則入札参加者の負担とする。

ウ その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、入札参加者において処理し、県は一切の責を負わない。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営上の責任は、原則として特定事業者が負うものとする。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

特定事業に係る予想されるリスク並びに県及び特定事業者の責任分担は、原則として【別紙1 リスク分担表】に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、入札公告時に示す。

(2) 要求する性能等

特定事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の設計、建設、維持管理及び運営を行うものとする。

なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、特定事業として実施する業務の詳細な要求性能等については、入札公告時に示す。

(3) 特定事業者の責任の履行の確保に関する事項

特定事業者は、事業契約書及び実施契約書に従って責任を履行することとする。また、建設工事の履行を確保するため、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとする。

なお、詳細については、入札公告時に示す。

(4) 特定事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

ア 特定事業者の保有する運営権の譲渡

特定事業者の保有する運営権は、原則、譲渡又は担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

ただし、特定事業者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たに運営権を保有する者について、事業者選定の際に確認した欠格事由や実施方針適合性等の条件に照らし審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間が終了するまで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたとときに限り、県は、議会の議決を経てPFI法第26条第2項に基づく許可を行うものとする。

イ 事業契約及び実施契約締結後における特定事業者の株式の新規発行及び処分

特定事業者は、議決権株式と議決権付株式に該当しない株式（以下、「完全無議決権株式」という。）を発行することができるものとする。

なお、議決権付株式に係る新株予約権は、議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみに係る新株予約権は、完全無議決権株式とみなす。

(ア) 完全無議決権株式

特定事業者は、会社法の規定に従って完全無議決権株式を発行し、割り当てることができるものとする。完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し又は質権その他の担保権を設定する（以下「処分」という。）ことができる。

なお、完全無議決権株式の譲渡が行われる場合、譲受人は、以下の a～d の資格要件を全て満たすものとし、特定事業者は、当該株式の譲受人に対し、以下の資格要件を満たす者に株式の譲渡を行うことを予め誓約させるとともに、県に対し株式の譲渡先等、県が必要とする情報を報告するものとする。

- a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- b 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- c 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- d PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。

(イ) 議決権付株式

特定事業者は、議決権付株式を新たに発行する場合、基本協定書により予め認められたものを除き、県の事前の承認を受けるものとする。また、議決権付株式を保有する者（以下、「議決権付株主」という。）が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主又は県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（例：特定事業者に対して融資等を行う金融機関等）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要があるものとする。

県は、議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ、当該議決権付株式の処分が特定事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認するものとする。

4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件に関する事項

本事業の計画地の立地条件等の概要は、表5に示すとおり、位置図は図3に示すとおりである。

表5 計画地の概要

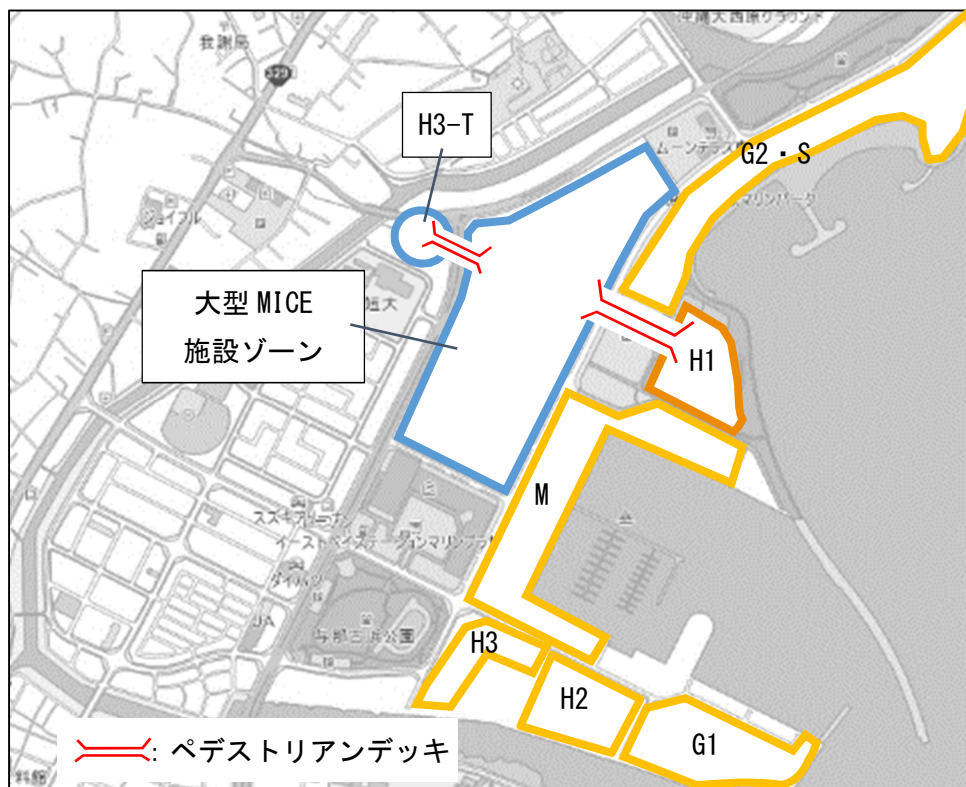
所在地	沖縄県中頭郡西原町字東崎12番1号、 沖縄県島尻郡与那原町字東浜66番ほか
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ・大型MICEゾーン 約145,000㎡ ・H3-Tゾーン 約11,400㎡ ・H1ゾーン 約34,700㎡ ・H2ゾーン 約29,000㎡ ・H3ゾーン 約15,000㎡ ・Mゾーン 約71,000㎡ ・G2・Sゾーン 約88,000㎡ ・G1ゾーン 約38,000㎡
所有者	沖縄県※
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・大型MICEゾーン 近隣商業地域 約97,000㎡、 準住居地域 約48,000㎡ ・H3-Tゾーン※ 第一種低層住居専用地域 約11,400㎡ ・H1ゾーン 準工業地域 約34,700㎡ ・H2ゾーン※ 第二種低層住居専用地域 約22,000㎡ 第二種中高層住居専用地域 約7,000㎡ ・H3ゾーン※ 第一種住居地域 約15,000㎡ ・Mゾーン 準工業地域 約71,000㎡ ・G2・Sゾーン 準工業地域 約88,000㎡ ・G1ゾーン 第二種中高層住居専用地域 約38,000㎡

※4(5)土地に関する事項を参照

建ぺい率/ 容積率/ 高さ制限	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域：80% / 300% / 敷地地盤面から 20m以下（地区計画指定部分） ・準住居地域：60% / 200% / なし ・第一種低層住居専用地域：50% / 100% / 敷地地盤面から 12m以下 ・準工業地域：60% / 200% / なし ・第二種低層住居専用地域：50% / 100%/ 敷地地盤面から 12m以下 ・第二種中高層住居専用地域：60% / 200%/ 敷地地盤面から 12m以下 ・第一種住居地域：60% / 200%/ なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・臨港地区指定あり（分区の指定無し） ・西原町東崎商業地区（東崎商業地区 B）地区計画指定あり※ ・与那原町東浜地区地区計画指定あり※

※4（5）土地に関する事項を参照

図3 計画地位置図



(2) 施設構成の概要

本施設の構成は、表6に示すとおりである。

表6 施設構成の概要

事業	提案	施設	ゾーン	規模等	
特定 事業	必須	沖縄県マリンタ ウン国際会議・ 大型展示場	大型 MICE	展示場	10,000 m ² 以上
				多目的ホール	7,500 m ² 以上
				会議室	3,400 m ² 以上 20~30 室
				立体駐車場	2,000 台 以上
				拡張余地	今回整備する展示場とあ わせて、将来 30,000 m ² 程 度の展示場の面積を確保 できる用地
	交通ターミナル	H3-T	シャトルバス、タクシー、送迎車両等を中心とし た様々な交通機関の乗降又は一時待機場として の機能を有する施設		
	ペDESTリアン デッキ	—	沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場、交通 ターミナル及び宿泊施設（H1）を結ぶ施設		
外構	—	上記に関連する外構			
民間 収益 事業	任意	宿泊施設	H1	事業者の提案による	
	任意	その他収益施設	大型 MICE、 H3-T、H2、 H3、M、G2、 S、G1	事業者の提案による	

(3) 対象施設の建設及び維持管理運営に関する事項

本事業の対象施設及び計画地内の既存工作物の取扱い等の詳細については、入札公告時に示す。現時点で想定される既存工作物は、臨港道路、道路付帯工作物等である。

(4) 土地の使用に関する条件

ア 特定事業に係る契約締結から開業までの期間の土地の使用

特定事業の用に供する公共施設の敷地は県有地であり、契約締結から開業までの期間中、特定事業者は無償で使用することを予定する。

イ 民間収益事業に係る土地・施設の利用について

民間収益事業の用に供する施設の敷地のうち、H1、H2 及び H3 ゾーンについては、県と民間収益事業者との間で民間収益施設の事業開始前までに当該敷地の売買契約を締結する。

大型 MICE^{*1} 及び H3-T^{*2} ゾーンについては、県と民間収益事業者との間で民間収益施設の事業開始前までに当該敷地の賃貸借契約を締結する。

価格等の詳細は、入札公告時に示す。

その他（M、G2、S、G1）のゾーンの施設及び土地については、港湾管理者が指定管理者制度によって管理している。次年度以降の指定管理の期間は、令和6年度から令和10年度までを予定している。民間収益事業者からの提案内容が、施設の設置目的と合致し、これらの提案を実施することによって相乗効果を発揮できると考えられる場合、港湾管理者と協議する。

※1 大型MICEゾーンに整備するその他収益施設については、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場との合築又は別棟のいずれの形態も可能とする。合築の場合は事業期間終了時に減築がなされ、減築後の公共施設が要求水準を充足できるように補修がなされていること。別棟の場合は、事業期間終了時に撤去することを原則とする。なお、別棟を拡張余地内に整備する場合は、展示場の拡張整備の妨げとなる部分の撤去をしなければならない。これらの処置については、展示場の拡張整備の着手または事業期間の終了時までには県との協議の上で決定する。

※2 H3-Tゾーンに整備するその他収益施設については、交通ターミナル機能を確保した上で、交通ターミナルと併せて整備することによって、相乗効果の発現が期待される施設が整備されることを期待する。当該施設については、事業期間終了時に撤去することを原則とする。なお、交通ターミナルの拡張時に、拡張整備の妨げとなる部分の撤去をしなければならない。これらの処置については、交通ターミナルの機能の拡張整備の着手または事業期間の終了時までには県との協議の上で決定する。

ウ 将来的な拡張計画について

将来需要が増加した場合に対応するため、大型MICEゾーン内に施設の増築の用に供する拡張余地を確保する。拡張余地については、今回整備する展示場とあわせて、30,000㎡程度の展示場の面積を確保できる規模とする。

(5) 土地に関する事項

ア 土地の所有について

大型MICEゾーンにおける沖縄県町村土地開発公社が所有する土地（西原町字東崎22番1）については、工事着手までに、県が取得することを予定している。

イ 用途地域の見直しについて

H3-Tゾーンは、近隣商業地域へ変更する並びにH2及びH3ゾーンは、準住居地域へ変更することを予定としている。

ウ 地区計画の変更等について

計画地において、地区計画の変更等を行う予定としている。

5 ガバナンスに関する事項

(1) 目的と枠組

ア ガバナンスの目的

本事業の全段階の各業務が、それぞれの事業期間を通じて、円滑に遂行されるとともに、それらによる事業成果の創出を確実なものとするため、県及び事業者の双方が本事業をガバナンスする枠組を構築する。特に、公共施設等運営権が設定される業務に構造的に存在する官民間の相互依存性を踏まえ、県が単に事業者をモニタリングする仕組を超えたガバナンスの仕組を構築するものとする。

イ 基本的な考え方

本事業のガバナンスにおいては、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展と、県及び事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を目的として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体（以下、「会議体」という。）を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）によって、ガバナンス機能を確保する。

また、本事業のガバナンス機能の維持・強化を目的に、県及び事業者双方から必要に応じ、本事業における官民間の相互依存性及び会議体や第三者機関の組織特性を踏まえた、内部統制・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーターを配置することができる。

ウ 会議体の設置

各業務において、本事業の官民の公式なコミュニケーションを交わす枠組として、県及び事業者の間で重層的に構成する会議体を設置する。この会議体は、事業期間を通じて、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を目的とした、円滑な事業遂行を実現に向けてコミュニケーションを交わす枠組として組織する。したがって、県は、事業者の単なるモニタリングの仕組を超えた率直かつ真摯な協議の場となるよう運営に努めるものとする。

会議体の詳細については、入札公告時に示す。

エ 第三者機関の設置

複数の有識者により構成する「第三者機関」を設置し、客観的な立場から本事業並びに県が実施するモニタリングに対する評価、アドバイス及び勧告を行うことを想定している。

第三者機関の詳細については、入札公告時に示す。

(2) 設計・建設におけるガバナンス

県は、設計及び建設が事業契約書に定められた要求水準及び条件を充足するものであるか確認する。

設計及び建設が事業契約書に定められた要求水準及び条件を充足していないと認めた場合

は、県は、事業者に必要な改善を求め、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

県及び事業者が参加する会議体を定期的に開催し、円滑な業務遂行に向けての課題等について、協議を行ない、必要な対応策を講じるものとする。

詳細については、入札公告時に示す。

(3) 維持管理・運営に関するガバナンス

ア 維持管理及び運營業務におけるモニタリング及び実績評価

a 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準書に定める基準に基づいて、セルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保管・管理するとともに、その方法と結果を、設置された会議体を通じて、県に定期的または求めに応じて随時報告を行うものとする。

報告の詳細については、入札公告時に示す。

b 県による実績評価

県は、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準を充足しているかを確認するため、業務の実績評価を行う。運営等の成果が実施契約書に定める要求水準及び条件を充足していないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容の改善協議を行うことができるものとし、事業者は、改善に必要な措置を講じるものとする。

県は、本事業の継続性・安定性を確認するために、財務情報の確認等によるモニタリングを行う。確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保が図られていないと認める場合には、財務状況等についての改善協議を行うことができるものとする。事業者は、改善に必要な措置を講じるものとする。

また、実施契約書に基づく県の責務については、県がその実施状況をモニタリングするとともに、設置する会議体を通じて事業者に報告する。モニタリングの結果、必要に応じて改善協議を行うことができるものとする。

イ 第三者機関の活用

第三者機関は、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を目的に、事業期間を通じた円滑な業務遂行とそれらによる事業効果の創出を確実なものとするため、外部統制の機関として組織する。

第三者機関は、県及び事業者が設置する会議体からの報告を踏まえた活動、客観的な立場からの主体的な活動、事業者若しくは県からの個別協議（相談）を踏まえた活動など、ガバナンスの確保のため状況に応じて柔軟に活動することを想定している。

(4) 要求水準未達の場合等の措置

本事業に係る業務の実施によって、事故又は苦情等が発生した場合等で、それが事業者の管理責任に起因するものと県が判断したときは、ペナルティポイントを事業者に対して付与することを想定している。

ペナルティポイントの詳細については、入札公告時に示す。

6 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

本事業に関する契約及び契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合には、県及び事業者は、誠意をもって協議する。協議が整わない場合は、各契約書に定める措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、入札公告時に示す各契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに各契約書の規定に従い次の措置をとるものとする。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが各契約書に定める県の要求水準を充足しない場合、又はその他各契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行若しくはそのおそれが生じた場合には、県は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出とその実施を求めることができる。

事業者が当該期間内に改善策を実施しなかった場合、又は事業者が倒産し若しくは事業者の財務状況が著しく悪化し、各契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に認められる場合、県は契約を解除することができる。契約の解除に至った場合、事業者は、県に生じた合理的損害を賠償するものとする。

イ 県の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、各契約書の定めに従い、契約を解除することができる。この場合、県は、事業者が生じた合理的損害を賠償するものとする。

ウ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県及び事業者は、各契約書に具体的に列挙した事由に対して、各契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はないが、法令の改正等により、法制上及び税制上の優遇措置が適用される場合には、各契約書の定めに従い、県及び事業者で協議を行う。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

(3) その他の支援に関する事項

県は、事業者が事業実施に必要な許認可等を申請する場合、可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。

9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、県ホームページを通じて適宜行う。

(2) 県議会の議決

県は、本事業の債務負担行為に関する議案を令和6年2月の沖縄県議会定例会に提出する予定である。

また、県は、事業契約に関する議案を基本協定締結後の直近に行われる令和7年6月の沖縄県議会定例会に提出する予定である。

(3) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、いかなる場合であっても、すべて入札参加者の負担とする。

(4) 使用言語及び通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語とする。また、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(5) 問合せ先

沖縄県 文化観光スポーツ部 MICE 推進課 施設整備班

住 所 : 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電 話 : 098-866-2077

E-mail : aa081302@pref.okinawa.lg.jp

別紙1 リスク分担表

(1) 共通

段階	リスク項目	リスクの内容		負担者		
				県	事業者	
共通	入札説明書リスク	1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○		
	入札参加リスク	2	入札参加費用の負担に関するもの		○	
	契約 リスク	契約締結 リスク	3	事業者の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの		○
			4	県の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの	○	
		議会議決 リスク	5	事業者の事由による議会の不承認に関するもの		○
			6	県の事由による議会の不承認に関するもの	○	
社会 リスク	周辺住民 等への対 応	7	本施設の設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等に関するもの	○		
		8	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○	
	第三者賠 償	9	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○	
		10	県の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○		
	環境保全	11	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○	
制度関 連リス ク	政策	12	政策方針の変更による事業の中止、費用の増大に関するもの	○		
	法制度	13	本施設の整備・運営等に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○		
		14	自主事業の実施に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		○ (原則)	
		15	本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの		○	
	税制度	16	本施設の整備・運営等に影響を及ぼす税制の新設・変更又は消費税の変更に係るもの	○		
		17	自主事業の実施に影響を及ぼす税制の新設・変更又は消費税の変更に係るもの		○ (原則)	
		18	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの(法人税率等)		○	
許認可取 得	19	県が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○			
	20	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○		
マーケ ットリ スク	資金調達	21	県による一般財源等の必要な資金の確保に関するもの	○		
		22	その他、事業者による必要な資金の確保に関するもの		○	
不可抗 力リス ク	不可抗力	23	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因と成りうるもの ただし、事業者負担は保険の範囲内に限る	○	○	
債務不 履行リス ク		24	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を充足しない場合等		○	
		25	県の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○		

(2) 設計・建設段階

段階	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
設計	設計	26 県の提示条件、指示の不備、県の要求に基づいた設計変更に関するもの	○	
		27 事業者の提案内容、指示、判断の不備による設計変更に関するもの		○
	測量、調査	28 県が実施した測量、調査に関するもの	○	
		29 事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	建設着工遅延	30 県の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		31 事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設	用地リスク	32 土壌汚染、地下埋設物に関するもの（事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもの）	○	
		33 土壌汚染、地下埋設物に関するもの（事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲）		○
	工事費増加	34 県の提示条件の不備及び指示による本施設の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○	
		35 事業者の事由による本施設の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの		○
		36 自主事業の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの		○
	工事遅延	37 県の指示等、県の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		38 事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	物価変動	39 建設期間中の物価変動に伴う本施設の工事費の増減によるもの ただし、事業者負担はあらかじめ契約で定めた範囲内の増減に限る	○	○
		40 建設期間中の物価変動に伴う自主事業の工事費の増減によるもの		○

(3) 開業準備・維持管理・運営段階

段階	リスク項目	リスクの内容		負担者	
				県	事業者
開業準備 ・ 維持管理 ・ 運営	計画変更	41	県の指示等、県の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○	
		42	その他の事由による事業内容、用途の変更に関するもの		○
	事業リスク	43	本施設の需要変動による事業収支の変動に関するもの		○ (原則)
		44	自主事業の需要変動による事業収支の変動に関するもの		○ (原則)
	利用者対応	45	施設内における事故等の発生等		○
	運営・維持管理費用	46	県の指示等、県の事由による本施設の運営・維持管理費用の増大に関するもの	○	
		47	その他の事由による運営・維持管理費用の増大に関するもの		○
	施設・設備・施設備品等損傷	48	施設設計・施工に起因するもの		○
		49	施設・設備の老朽化、劣化に対して適切な維持管理を行わなかったことに起因するもの		○
		50	維持管理業務の不備に起因するもの		○
		51	第三者の行為に起因するもの	○	○
	修繕	52	県が実施する対象施設の大規模修繕に関するもの	○	
		53	その他の事由による修繕費の増減に関するもの		○
	性能	54	契約で規定した要求性能の不適合によるもの		○
情報流出	55	事業者の責めによる個人情報流出に関するもの		○	
物価変動	56	維持管理・運営期間中の物価変動に伴う事業者の経費増減によるもの		○	
公共施設等運営権の取り消し	57	緊急事態が発生した場合等、PFI 法第 29 条第 2 項に基づき、本施設を他の公共の用途に供するために公共施設等運営権を取り消した場合	○		
事業終了	施設退去リスク	58	契約終了に当たり施設からの退去により発生する費用に関するもの		○